

重要

令和7年4月吉日

県内事業者様 各位

一社)埼玉県乗用自動車協会
登録センター

マイナンバー運転免許証の取扱いについて

令和7年3月24日よりマイナンバーカードと運転免許証の一体化(以下、マイナ免許証と言います。)の運用が開始されました。

従来は運転者証の新規・更新等の手続き時に「運転免許証の提示(表裏両面のコピーを添付)」をお願いしておりましたが、今後につきましては以下の通りに取り扱いが変わります。

<事業者様にてご準備していただくPC等の環境>

マイナ免許証読み取りアプリ専用サイト(以下、専用サイトと言います。)を参照の上、必要であれば「ICカードリーダー」等の機器類を準備の上でアプリをインストールして下さい。画面を印刷しますので、専用アプリは極力PC版をご使用いただく様にお願い致します。

専用サイト : <https://myna-menkyo-app.npa.go.jp/>

<手順について>

協会 HP「TOP ページ → 登録関係の書類&リンク → 登録申請必要書類一覧(PDF)」をダウンロード(印刷)して参照して下さい。

「登録申請必要書類一覧」の「運転免許証」につきまして、乗務員が所持する運転免許証の形態により取り扱い方法が変わります。

1. 乗務員が「従来通りの免許証」のみを所持

今までと同様に「運転免許証の提示(表裏両面のコピーを添付)」をお願いします。

2. 乗務員が「マイナ免許証」のみを所持

「専用サイト」の使い方(PDF)を参照の上、画面を印刷して申請書類に添付して下さい。
その際、「12桁の免許証番号」と「運転免許の種類」が表示されているかを必ず確認して印刷をお願いします。

また、マイナ免許証では「12桁の免許証番号」は表示されますが、「5桁の交付照会番号」は表示されませんので、各申請書の「5桁の交付照会番号」は「00000」にてご記入願います

3. 乗務員が「従来通りの免許証とマイナ免許証の両方」を所持

申請にあたり、「従来通りの免許証」か「マイナ免許証」のいずれかを選択して下さい。

「従来通りの免許証」を選択された場合は「1」の手続きを、「マイナ免許証」を選択された場合は「2」の手続きをお願いします。

マイナ免許証を選択された場合、次回以降の手続き(新規以外)の際も必ず「マイナ免許証」にてお願いします。

以上

<添付資料>

【事務連絡】マイナ免許証の運用開始に伴うタクシー運転者登録事務の取扱いについて

事 務 連 絡
令和7年3月21日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第二）課長 殿
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

タクシー事業活性化調整官

マイナ免許証の運用開始に伴うタクシー運転者登録事務の取扱いについて

今般、運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード（以下「マイナ免許」という。）の運用が開始されることに伴い、登録実施機関におけるタクシー運転者登録事務の取扱いについて下記のとおり定めたので、管内の各登録実施機関へ周知を図られたい。

記

1. 運転免許証及びマイナ免許証を両方所有する者については、申請者において選択したいいずれか一方の情報を登録原簿に登録する。ただし、登録原簿に登録した情報を証するに足る資料について、登録申請時に提示できるよう申請者において留意すること。
2. タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第8条第1項1号に基づく登録事項の変更中、運転免許証の番号の変更又は免許情報記録の番号の変更については、これらの番号の上11桁の数字に変更が生じた場合にのみ行うこととする。また、運転免許証の番号又は免許情報記録の番号の確認を行う際は、上11桁の数字が原簿の情報と合致するか否かにより確認すること。
3. 今後タクシー運転者登録制度ネットワークシステムを入力するにあたっては、「免許証番号」の欄に免許証番号又は免許情報記録の番号のみを入力し、いずれの場合においても、交付照会番号は「0000」を入力する。すでに免許証番号を登録しその際に交付照

会番号を同システムに入力している者については、「０００００」に修正することは要しない。

4. マイナ免許証の運用開始に伴う取扱いの変更等にかかる登録事務等規程の変更認可申請については、当面の間猶予する。
5. マイナ免許証を用いた申請を可能とする環境を整え、運用開始後の事務手続きに滞りがないよう努めること。